「当座預金の新規口座開設の停止」および「2027年4月以降を期日とする 手形・小切手の代金取立の受付停止」についてのお知らせ

秋田県信用組合(理事長 藤原 保)は、2021年6月に政府から公表された「成長戦略実行計画」に、「2026年度末までの手形・小切手機能の全面的な電子化」が盛り込まれたことを受けて、下記の通りの対応をおこなうこととしました。

当組合では、今後とも利便性の向上に努めてまいりますので、ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

1 当座預金の新規口座の開設停止

受付停止日:令和7年1月6日(月)

- ※ 既に当座預金をお持ちのお客様については、引き続きご利用いただけます。
- ※ 新規に事業資金にかかる預金口座の開設を希望される場合は、「普通預金」または「決済用預金」のいずれかをご利用ください。
- 2 2027年4月1日以降を期日とする手形・小切手の代金取立の受付停止

受付停止日:令和7年1月6日(月)

- ※ 2027年4月1日以降を期日とする手形・小切手(2027年4月以降を振出日とする先日付小切手を含む)の代金取立の受付停止
- ※ 該当となる手形・小切手をお持ちのお客様は、2024年12月30日(月)まで にお取引店へお持ち込みください。
- ※ 手形・小切手に代わる決済方法として、「電子記録債権 (でんさい)」、「法人インターネットバンキング」の利用をご検討ください。
- 3 電子化により、「コストの削減」、「事務負担の軽減」、「紛失リスクの軽減」等、支払側と 受取側の双方にメリットがありますので、電子的決済手段への移行をご検討いただきます ようお願いいたします。

(以 上)

